

本資料の活用方法について

本資料は、新しい学習指導要領を踏まえて、目標に準拠した体育の学習指導及び観点別学習状況の評価や評価を実施するに当たって参考となるよう作成しました。

活用方法1 改訂の趣旨を踏まえた指導計画等を立案する際の参考にする。

改訂のポイント、領域及び種目の特性を踏まえ、目標を設定する。

- 学習指導要領の目標と内容を踏まえる。
- 生徒の実態、前単元までの学習状況、第1学年の場合は、中学校との接続を考慮する。

評価規準を設定する。

- 単元で取り上げる内容と設定した目標について、生徒がどのような学習状況を実現すればよいのかを具体的に観点ごとに設定し、「おおむね満足できる」状況の評価規準を各学校ごとに作成する。

指導系統及び評価規準と評価方法を参考にして、単元計画を作成する。

- 指導系統は、各種目における技術のまとまりや内容の段階的な技能レベルを示し、生徒の実態に応じて単元の学習内容を決定する。
- 本資料を参考（評価規準と評価方法例を指導計画に位置付けたもの）に観点別学習状況の評価時期や評価方法などについて、各学校で単元計画に位置付ける。

思考力・判断力・表現力等をはぐむ学習例や安全への配慮を参考に各授業を展開する。

- 1単位時間の中で、学習内容、観点別学習状況の評価時期や評価方法、「思考・判断・表現」を育む具体的な授業展開例を参考とする。

活用方法2 評価方法や安全に配慮した授業展開の参考とする。

効果的・効率的な評価の進め方の参考となる。

- 1単位時間の中で4つの観点すべてについて評価規準を設定するのではなく、1～2回の評価回数となるよう指導と評価をする。
- 観察を中心とした授業中の評価と学習カード、レポート等による授業後の評価について参考とする。
- 「努力を要する」状況と判断した生徒への指導の手立てや働きかけの参考とする。

「おおむね満足できる」状況等の判断の根拠や目安となる。

学習カードやワークシート等を用いた授業、生徒への発問、安全を十分確保した授業展開に役立てる。

- 各学校で作成する学習カード等や思考力・判断力・表現力等をはぐむ学習例や発問、予想される事故等を参考に、より安全な授業展開に役立てる。

学習指導要領の体育編

1 学習指導要領改訂の背景と経緯

昭和22年教育基本法が制定されてから約60年、教育を取り巻く環境は大きく変わり、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされた。

教育基本法の改正を受け、学校教育法では各学校段階での教育の目的・目標を見直した。そして、これらのことを十分に踏まえた学習指導要領の改訂が行われた。

(1) 「知識基盤社会」(knowledge-based society) の時代到来

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す「知識基盤社会」の時代といわれている。

確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがますます重要になるといわれている。

(2) 教育基本法と学校教育法の改正と中教審の答申



※今回の学習指導要領の改訂は、平成17年の中教審へ要請から上記のような経緯で作成されました。

(3) 教育基本法と学校教育法から「キーワードとなる言葉」

ア 教育基本法

- 健やかな身体
- 生涯学習の理念
- 心身の発達に応じて体系的な教育
- 学習する意欲を高める
- 伝統と文化を尊重

イ 学校教育法

- 運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達
- 基礎的な知識及び技能の習得
- 知識・技能を生かして思考力・判断力・表現力
- 心身の発達に応じて教育
- 主体的に学習に取り組む態度

2 学習指導要領改訂について

(1) 学習指導要領改善の方向性

- ア 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂の改善
- イ 「生きる力」という理念の共有
- ウ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- エ 思考力・判断力・表現力等の育成
- オ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- カ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- キ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

(2) 基本的な方針

教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえた「生きる力」を育成する

知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること

道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること

3 保健体育科（教科）の改訂について

高等学校保健体育の改訂は、平成20年の中教審において答申された学習指導要領改訂の基本的な考え方、各教科等の改善の基本方針や主な改善事項を踏まえて行なわれている。

(1) 保健体育科改訂の趣旨

現状の体育に関する課題

- 運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向にある。
- 子どもの体力の低下傾向が依然、深刻である。
- 学習体験のないまま領域を選択している。



運動への関心や自ら運動する意欲、運動の楽しさや喜び、その基礎となる運動の技能や知識など、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育成する必要がある。

(2) 保健体育の目標

心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的、計画的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる。

- ア 生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力の育成
- イ 健康の保持増進のための実践力の育成
- ウ 体力の向上

(ア) 標準単位数

- 体育 7～8単位
- 保健 2単位

※ 「体育」及び「保健」はすべての生徒に履修させる科目である。
履修させる単位数は、上記の標準単位を原則下ってはいけない。

(イ) 履修学年

- 「体育」は各年次継続して履修できるようにし、各年次の単位数はなるべく均分して配当する。
- 「保健」は、原則として入学年次及びその次の年次の2カ年にわたり履修させるものとする。

(3) 保健体育科改訂の要点

ア ポイント1（目標と12年間の体系化）

卒業後に少なくとも一つの運動やスポーツを継続できるようにすることを重視し、小・中学校、高等学校を見通した指導内容の体系化を図ることとした。

イ ポイント2（指導内容の明確化）

生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質や能力を育成する観点から、各領域において身に付けさせたい具体的な内容を明確に示した。

ウ ポイント3（体力の向上）

体力の向上を重視し、健康や体力に応じて自らの体力を高める方法を身に付けさせ、地域などの実社会で生かせるよう、学習した結果として一層の体力の向上を図ることとした。

エ ポイント4（運動・スポーツの理解と実践）

運動やスポーツについて総合的に理解を深めるため、領域の構成を見直し、精選、整理し指導内容の明確化を図った。知識に関する領域については、運動やスポーツについての総合的な理解を深め、実践に生かすことが求められることとした。

オ ポイント5（健康・安全）

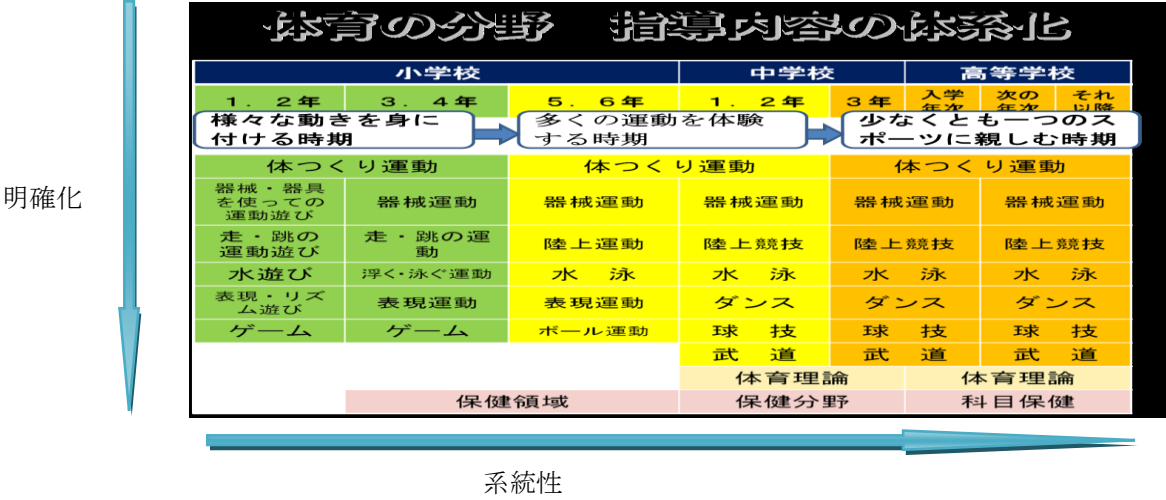
保健においては、個人生活及び社会生活における健康・安全に関する内容を重視し、指導内容を改善した。

カ ポイント6（ヘルスプロモーション）

ヘルスプロモーションの考え方を生かし、生涯を通じて自らの健康を適切に管理・改善していく資質や能力を育成する観点から、系統性のある指導ができるように内容を明確にした。

4 体育（科目）の目標と内容（体育の領域及び内容の取扱い）

体育の目標は、保健体育科の目標を受け、これを「体育」としての立場から具現化したものであり、小学校、中学校及び高等学校12年間の一貫性を踏まえるとともに、中学校第3学年との接続を重視し、高等学校における体育の学習指導の方向を示したもの。



(1) 体育の目標

運動の合理的、計画的な実践を通して、知識を深めるとともに技能を高め、運動の楽しさや喜びを深く味わうことができるようし、自己の状況に応じて体力の向上を図る能力を育て、公正、協力、責任、参画などに対する意欲を高め、健康・安全を確保して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。

- ア 運動の合理的、計画的な実践
- イ 知識を深め技能を高める
- ウ 運動の楽しさや喜びを深く味わう
- エ 自己の状況に応じて体力の向上を図る能力を育てる
- オ 公正、協力、責任、参画などの対する意欲を高める
- カ 健康・安全を確保する
- キ 生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる

(2) 体育の内容

- ア 入学年次においては、中学校3学年の内容と同様の指導内容を示している。
- イ その次の年次以降においては、高等学校卒業までの指導内容を示している。
 - (ア) 運動に関する領域・・・「体づくり運動」「器械運動」「陸上競技」「水泳」「球技」「武道」「ダンス」領域の内容
 - 技能（「体づくり運動」は運動）・・・特性や楽しさや喜び、技能や攻防・動きの様相等
 - 態度・・・共通事項（自主・主体性）、公正や協力、責任や参画、健康・安全等
 - 知識、思考・判断・・・技術の名称や行い方、自己や仲間の課題、運度を継続するための取り組み等
 - (イ) 知識に関する領域・・・「体育理論」領域の内容
 - スポーツの歴史、文化的特性や現代のスポーツの特徴
 - 運動やスポーツの効果的な学習の仕方
 - 豊かなスポーツライフの設計の仕方

(3) 領域及び領域の内容の取扱い

内容については、「A体づくり運動」及び「H体育理論」は、各年次においてすべての生徒に履修させること。

入学年次においては、「B器械運動」、「C陸上競技」、「D水泳」及び「Gダンス」についてはこれらの中から一つ以上を、「E球技」及び「F武道」についてはこれらの中から一つ以上をそれぞれ選択して履修できるようにすること。

その次の年次以降においては、「B器械運動」から「Gダンス」までの中から二つ以上を選択して履修できるようにすること。

ア 体づくり運動

(ア) 「A体づくり運動」については、すべての生徒に履修させる。

(イ) 「体ほぐしの運動」については、「B器械運動」から「Gダンス」までにおいても関連を図って指導することができるとともに、「保健」における精神の健康などの内容との関連を図ること。

(ウ) 「体力を高める運動」については、日常的に取り組める運動例を組み合わせることに重点を置くなど指導方法の工夫を図ること。各年次で7～10単位時間程度を配当する。

イ 「B器械運動」

「B器械運動」については、ア・マット運動、イ・鉄棒運動、ウ・平均台運動、エ・跳び箱運動の中から選択して履修できるようにする。

ウ 「C陸上競技」

「C陸上競技」については、ア・競走、イ・跳躍、ウ・投てき運動の中から履修できるようにする。

エ 「D水泳」

(ア) 「D水泳」については、ア・クロール、イ・平泳ぎ、ウ・背泳ぎ、エ・バタフライ、オ・複数の泳法で長く泳ぐまたはリレーの中から選択して履修できるようにする。

(イ) スタートの指導については、段階的な指導を行うとともに安全を十分確保すること。また、「保健」における応急手当の内容との関連を図ること。

オ 「球技」

(ア) 「球技」については、入学年次にア・ゴール型、イ・ネット型、ウ・ベースボール型の中から二つを、その次の年次以降においては、ア・ゴール型、イ・ネット型、ウ・ベースボール型までの中から一つを選択して履修できるようにすること。

(イ) ゴール型については、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、ラグビーの中から、適宜取り上げることとする。

(ウ) ネット型については、バレーボール、卓球、テニス、バドミントンのから、適宜取り上げることとする。

(エ) ベースボール型については、ソフトボールを適宜取り上げることとする。

(オ) 地域や学校の実態に応じて、その他の運動についても履修させることができる。

カ 「F武道」

(ア) 「F武道」については、ア・柔道、イ・剣道のいずれかを選択して履修できるようにすること。

(イ) 地域や学校の実態に応じて、相撲、なぎなた、弓道などのその他の武道についても履修させることができる。

キ 「Gダンス」

(ア) 「Gダンス」については、ア・創作ダンス、イ・フォークダンス、ウ・現代的なリズムダンスの中から選択して履修できるようにすること。

(イ) 地域や学校の実態に応じて、社交ダンスなどのその他のダンスについても履修させることができる。

ク 「体育理論」

「体育理論」については、(1)スポーツの歴史、文化的特性や現代のスポーツの特徴は入学年次、(2)運動やスポーツの効果的な学習の仕方は、その次の年次、(3)豊かなスポーツライフの設計の仕方は、それ以降の年次で取り上げること。授業時数を各年次で6単位時間以上を配当する。

ケ その他，配慮事項

- (ア) 内容の「B器械運動」から「Gダンス」までの領域及び運動については，地域や学校の実態及び生徒の特性や選択履修の状況等を踏まえるとともに，安全を十分確保した上で，生徒が自由に選択して履修することができるように配慮する。
- (イ) 指導に当たって，内容の「B器械運動」から「Gダンス」までの領域については，それぞれの運動の特性に触れるために必要な体力を生徒が自ら高めるように留意する。
- (ウ) 内容の「B器械運動」から「F武道」までの領域及び運動については，必要に応じて審判の仕方についても指導する。
- (エ) 「F武道」については，我が国固有の伝統と文化を尊重する態度をはぐくむこと踏まえ，中学校の学習の基礎の上に，より深められる機会を確保するよう配慮する。
- (オ) 自然とのかかわりの深いスキー，スケート，水辺活動などの指導については，地域や学校の実態に応じて積極的に行うことに留意する。また，レスリングについても履修させることができる。
- (カ) 集合，整頓，列の増減，方向転換などの行動の仕方を身に付け，能率的で安全な集団として行動できるようにするための指導については，内容の「A体づくり運動」から「Gダンス」までの領域において適切に行う。
- (キ) 筋道を立てて練習や作戦について話し合う活動などを通して，コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促し，主体的な学習活動が展開できるよう配慮する。

「体育」の領域及び内容の取扱い

領域	領域の内容			入学年次	その次 それ以降 の年次	内容の取扱い
A 体づくり 運動	ア 体ほぐしの 運動	(1) 運動	(2) 態度 (3) 知識, 思考・判断	必修	必修	ア・イ必修(各年次 7～10単位時間 程度)
	イ 体力を高め る運動	(1) 運動				
B 器械運動	ア マット運動	(1) 技能	(2) 態度 (3) 知識, 思考・判断	B, C, D, Gから1以上 選択	B, C, D, E, F, G から2以上 選択	ア～エから選択
	イ 鉄棒運動	(1) 技能				
	ウ 平均台運動	(1) 技能				
	エ 跳び箱運動	(1) 技能				
C 陸上競技	ア 競走	(1) 技能	(2) 態度 (3) 知識, 思考・判断	B, C, D, Gから1以上 選択	B, C, D, E, F, G から2以上 選択	ア～ウから選択
	イ 跳躍	(1) 技能				
	ウ 投てき	(1) 技能				
D 水泳	ア クロール	(1) 技能	(2) 態度 (3) 知識, 思考・判断	B, C, D, Gから1以上 選択	B, C, D, E, F, G から2以上 選択	ア～オから選択
	イ 平泳ぎ	(1) 技能				
	ウ 背泳ぎ	(1) 技能				
	エ バタフライ	(1) 技能				
	オ 複数の泳法 で長く泳ぐ又は リレー	(1) 技能				
E 球技	ア ゴール型	(1) 技能	(2) 態度 (3) 知識, 思考・判断	E, Fから1以上 選択	B, C, D, E, F, G から2以上 選択	入学年次はア～ウ から2選択 その次の年次以降 はア～ウから選択
	イ ネット型	(1) 技能				
	ウ ベースボー ル型	(1) 技能				
F 武道	ア 柔道	(1) 技能	(2) 態度 (3) 知識, 思考・判断	E, Fから1以上 選択	B, C, D, E, F, G から2以上 選択	アまたはイのいず れか選択
	イ 剣道	(1) 技能				
G ダンス	ア 創作ダンス	(1) 技能	(2) 態度 (3) 知識, 思考・判断	B, C, D, Gから1以上 選択	B, C, D, E, F, G から2以上 選択	ア～ウから選択
	イ フォークダ ンス	(1) 技能				
	ウ 現代的なり ずムのダンス	(1) 技能				
H 体育理論	(1) スポーツの歴史, 文化的特性や 現代のスポーツの特徴			必修	必修	(1) 入学年次 (2) その次の年次 (3) それ以降の年次 (各年次6単位時 間以上)
	(2) 運動やスポーツの効果的な学習の仕方					
	(3) 豊かなスポーツライフの設計の仕方					

「保健」の内容及び内容の扱い

内容	入学年次	その次の年次	それ以降の年次	内容の取扱い
(1) 現代社会と健康 (2) 生涯を通じる健康 (3) 社会生活と健康	必修			(1)～(3)を 入学年次及びその 次の年次

5 指導計画作成の基本的な考え方

(1) 指導計画作成にあたっての配慮事項

ア 領域及び運動の配慮

- (ア) 「体育」は、各年次継続して履修できるようにし、各年次の単位数はなるべく均分して配当するものとする。
- (イ) 生涯スポーツの実践の観点から男女共修が前提であるが、接触が伴う領域や種目、技能差や発達段階等を配慮する。
- (ウ) 生徒の体力・運動能力及び運動の技能を把握し、体力や技能に応じた適切な指導計画作成し、計画に基づいた指導をすることが大切である。

イ 各領域に配当する授業時数

- (ア) 内容の「A体づくり運動」に対する授業時数については、各年次で7～10単位時間程度を、内容の「H体育理論」に対する授業時数については、各年次で6単位時間以上を配当する。
- (イ) 「体育」の内容の「器械運動」から「ダンス」までの領域の授業時数は、その内容の習熟を図ることができるよう考慮して配当する。
- (ウ) 内容の習熟が期待できる授業時数を各領域別に想定し、「体育」の総時間数の中で調整する。
- (エ) 授業をある期間に集中して行うか、あるいは年間にわたって継続して行うかについては十分検討する。
- (オ) 地域や学校の実態及び生徒の特性や選択履修の状況等を踏まえるとともに、安全を十分確保した上で、生徒が自由に選択して履修することができるように配慮する。

(2) 保健

「保健」は、従前どおり、原則として入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修させることとした。

(3) 体育等活動中における安全への配慮

[学校における体育活動中の事故防止について(報告書)より抜粋]

ア 体育活動中における事故の現状

高等学校における死亡・重度の障害事故の割合は、運動部活動61%、保健体育科の授業26%、特別活動12%等である。(平成10年～21年、スポーツ振興センター実績)

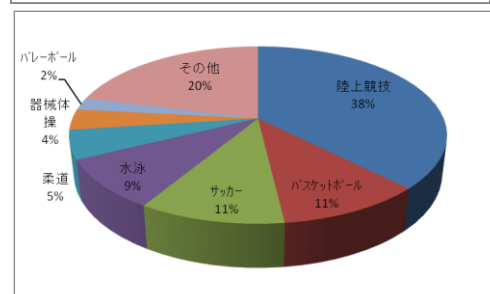
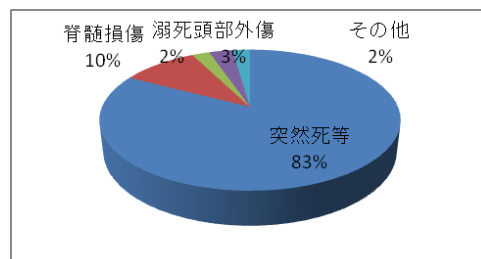
イ 体育活動中における死亡・重度の障害事故

保健体育科の授業における死亡・重度の障害事故(傷病別)

	高1	高2	高3	合計
突然死等	38	38	34	110
脊髄損傷	2	4	7	13
溺死	0	2	1	3
頭部外傷	2	1	1	4
その他	1	0	2	3
合計	43	45	45	133

保健体育科の授業における死亡・重度の障害事故(種目別)

	高1	高2	高3	合計
陸上競技	19	18	13	50
バスケットボール	3	2	9	14
サッカー	1	7	6	14
水泳	3	3	6	12
柔道	1	4	2	7
器械体操	2	2	1	5
ハレーボール	1	1	1	3
その他	13	8	7	28
合計	43	45	45	133



保健体育科の授業等でみると、傷病別で突然死等が80%を超えており、次いで脊髄損傷によるものが多かった。また、種目別では、陸上競技とバスケットボール・サッカーが多く、突然死等、脊髄損傷が主な原因として挙げられる。

ウ 事故防止の基本的な考え方

授業や運動部活動などの体育活動には、生徒の年齢・体格・体力・技能・体調・疾患，練習内容や方法，指導者の管理・監督・指導，施設・設備，使用する用具及び自然環境など，様々な要因によって大きな事故や偶発的な事故につながる可能性を有している。

- (ア) 学校においては，けがや事故を未然に防止し，安全な活動を実現するための万全なシステムづくりが必要である。
- (イ) けがや事故を未然に防ぐためには，生徒一人ひとりが安全に関する知識や技能を身に付け，生徒自身が積極的に自他の安全を守れるようにすることが大切である。
- (ウ) 指導者は，生徒の生命・身体の安全を確保するために必要な指導及び監督する義務(注意義務)があり，安全を確保する義務(危険予測義務)，危険な結果を回避する義務(危険回避義務)がある。潜在的な危険を早く発見し，早く取り除く配慮，潜在的な危険を重なり合わせないようにする配慮，二次的な事故にならないように配慮する。

エ 体育活動における安全教育

- (ア) 安全教育には，安全について適切に意思決定ができるようにすることをねらいとする「安全学習」の側面と安全の保持増進に関する実践的な能力や態度，さらには望ましい習慣の形成を目指して行う「安全指導」の側面があり，相互の関連を図りながら，計画的，継続的に行われるものである。授業や運動部活動においては，活動場所の違いや運動種目等の特性により安全対策を講じる必要がある。
- (イ) 運動やスポーツには，それぞれ特有の技術や練習内容・方法があり，固有の危険が内在しており，授業や運動部活動における安全学習や安全指導を通じて生徒に危険予測能力及び危険回避能力を育成することが重要である。
- (ウ) 授業や運動部活動等に関しては，指導者が繰り返し安全指導や注意喚起を行い，活動を通じて生徒に安全な活動を行うための判断力や身体能力等を育成し，生徒自ら危険性を予測し回避することができるよう組織的・計画的に指導を充実させていくことが期待されている。

オ 体育活動における安全管理

- (ア) 授業や部活動においては，生徒の発達段階や技能・体力の程度に応じて，指導計画や活動計画を定めるとともに，指導者による健康観察や生徒相互による観察を行い，生徒の身体や疲労の状況，そして気候の変化に応じて指導計画や活動計画を修正し，常に健康管理に努めながら指導することが重要である。
- (イ) 授業や運動部活動は，施設・設備を活用して行われるものであり，活動に当たっては，指導者と生徒が共に施設・設備の安全確認を行うことが大切である。また，活動内容・方法には一定の禁止事項や制限事項が必要となる。

カ 活動中の防止策

- (ア) 授業や運動部活動の練習を行う前後に，教員による健康観察はもとより，各自の体調の管理を確実に実施させることが重要である。
- (イ) 授業や運動部活動では，基本的に生徒自身が自らの体調を考え，無理をせずに実施していくことが重要である。教員は，生徒の体の状態を的確に把握するとともに，生徒が自ら事故や熱中症などを回避することができる能力を育成することが重要である。

※ 上記の「体育等活動中における安全への配慮」については，平成24年7月 文部科学省が作成した「学校における体育活動中の事故防止について報告書 その1・2」を抜粋・まとめたものです。 アドレス http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/

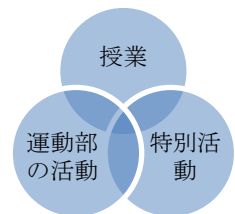
6 その他、学校における体育・健康に関する指導との関連

(1) 総則の体育・健康に関する指導の趣旨（第1章総則第1款の3）

指導計画の作成に当たっては、第1章総則第1款の3に示す「学校における体育・健康に関する指導」の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意することとした。体力の測定については、計画的に実施し、運動の指導及び体力の向上に活用するものとする。

(2) 学校における体育・健康に関する指導の機会

- ア 保健体育科の授業，総合的な学習及び特別活動
- イ 学級活動以外の特別活動（体育祭，集団宿泊活動，スポーツ大会等）
- ウ 教育課程外の学校教育活動（運動部の活動）



(3) ICTの活用

教科の指導に当たっては、その特質を踏まえ、必要に応じて、コンピューターや情報通信ネットワークなどを適切に活用し、学習の効果を高めるよう配慮する。

(4) 部活動の意義と留意点等（第1章総則第5款の5）

高等学校教育において大きな役割を果たしてきている「部活動」については、前回の改訂により、記述がなくなっていた。これについて、平成20年1月中教審においては「生徒の自発的・自主的な活動として行われている部活動について、学校教育の一環としてこれまで高等学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として、学習指導要領に記載することが必要である」と指摘された。

ア スポーツに興味・関心をもつ生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦するなかで、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であり、体力の向上や健康の増進にもきわめて効果的な活動である。

イ 責任感・連帯感の涵養，協力・友情といった人間関係の形成等に資する。

ウ 学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

エ 地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにする。

(5) 言語活動の充実（コミュニケーション能力の育成）

“言語活動の充実に関する指導事例集” 文部科学省 平成24年6月 抜粋より

ア 保健体育

生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続する資質や能力の育成を図る観点から、主に体を動かす活動を通して、コミュニケーションや感性・情緒に関する学習活動及び知的活動を充実する。また、健康・安全に関する知識を活用する学習活動を充実する。

イ 体育

「体育」においては、各運動場面で、体を動かす機会を適切に確保した上で、相手や仲間のよい演技を讃え合う、互いに助け合い高め合う、合意形成に貢献するなどのコミュニケーションを図る学習活動を充実する。また、例えば、自己に応じた目標の設定、目標を達成するための課題の設定、課題解決のための練習法などを選択と実践、演技や発表を通じた学習成果の確認、新たな目標の設定といった課題解決の方法、学習ノートを活用するなど、知識を実践に活用する学習活動を充実する。

分類・・・言語の役割を踏まえ言語活動を分類したもの（詳細は第2章参照）

- 1 知的活動（論理や思考）に関すること。
 - (1) 事実等を正確に理解し、他者に的確に分かりやすく伝えること。
 - ア 事実を正確に理解すること。
 - イ 他者に的確に分かりやすく伝えること。
 - (2) 事実等を解釈し説明するとともに、自分の考えをもつこと、さらに互いの考えを伝え合うことで、自分の考えや集団の考えを発展させること。
 - ア 事実等を解釈し、説明することにより自分の考えを深めること。
 - イ 考えを伝え合うことで、自分の考えや集団の考えを発展させること。
- 2 コミュニケーションや感性・情緒に関すること。
 - (1) 互いの存在についての理解を深め、尊重すること。
 - (2) 感じたことを言葉にしたり、それらの言葉を互いに伝え合ったりすること。

活動・・・思考力・判断力・表現力等を育むための学習活動（詳細は第1章参照）

- 1 体験から感じ取ったことを表現する。
- 2 事実を正確に理解し伝達する。
- 3 概念・法則・意図などを解釈し、説明したり活用したりする。
- 4 情報を分析・評価し、論述する。
- 5 課題について、構想を立て実践し、評価・改善する。
- 6 互いの考えを伝え合い、自らの考えや集団の考えを発展させる。

※ 「言語」とは、言語を通じたコミュニケーションのみに留まらず、伝えたいことをより豊かに表現する表情や、身体表現などの非言語の要素を含むもの。

(6) 伝統や文化に関する教育の充実

武道の指導を充実し、我が国固有の伝統や文化に、より一層触れることができるようにすることが重要である。

評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料（抜粋）

新学習指導要領の下での学習評価については，平成22年3月中教審報告で“目標に準拠した評価を着実に実施する”とされています。また，同5月の「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録等の改善について」では観点別学習状況の評価の観点とその趣旨等が示されています。

各学校では，評価に関する資料を参考にしながら，評価規準の設定，評価方法等の工夫改善を図り，新学習指導要領の下の学習評価を適切に行うこととされています。

1 学習評価の基本的な考え方

基本的な考え方（小中高等学校）

- 目標に準拠した評価による観点別学習状況の評価や評定の着実な実施
 - 学力の重要な要素を示した新しい学習指導要領等の趣旨の反映
 - 学校設置者の創意工夫を生かす現場主義を重視した学習評価の推進
- (1) 高等学校の学習評価では，観点別学習状況の評価の趣旨を踏まえた学校と依然，ペーパーテストを中心としていわゆる平常点を加味した，成績付けのための評価にとどまっている学校もあるとの指摘がある。
 - (2) 学習指導と学習評価を一体的に行うことにより，生徒一人ひとりに学習内容の確実な定着を図り，授業改善に寄与する。
 - (3) 学校教育法や新しい学習指導要領を踏まえ，基礎的・基本的な知識・技能に加え，思考力・判断力・表現力等主体的に学習に取り組む態度に関する観点についても評価を行うなど，観点別学習状況の評価の実施を推進し，きめの細かい学習指導と生徒一人ひとりの学習の確実な定着を図っていく必要がある。
 - (4) 高等学校における教科・科目の評価の観点は，小中学校との連続性に配慮しつつ，新しい学習指導要領の趣旨に沿って整理して設定することが適当である。
 - (5) 学校が地域や生徒の実態を踏まえて設定した観点別学習状況の評価規準や評価方法を明示するとともに，それらに基づき学校において適切な評価を行うことにより教育の質を保証する。

2 学習評価における観点について

基本的な考え方

新しい学習指導要領を踏まえ，「関心・意欲・態度」，「思考・判断・表現」，「技能」及び「知識・理解」に評価の観点を整理し，各教科等の特性に応じて観点を示している。学校においては，これに基づく適切な観点を設定する必要がある。

- (1) 「関心・意欲・態度」について
「関心・意欲・態度」の観点は，これまでと同様，各教科の学習に即した関心や意欲，学習への態度等を対象としたものであり，その趣旨に変更はない。
- (2) 「思考・判断・表現」について
「思考・判断・表現」の観点のうち「表現」については，基礎的・基本的な知識・技能を活用しつつ，各教科の内容に即して考えたり，判断したりしたことを，児童生徒の説明・論述・討論などの言語活動等を通じて評価することを意味している。
「表現」とは，これまでの「技能・表現」で評価されていた「表現」ではなく，思考・判断した過程や結果に言語活動等を通じて児童生徒がどのように表出しているかを内容としている。
- (3) 「技能」について
「技能」の観点では，従前の「技能・表現」が対象としていた内容を引き継ぐことになる。

今回の改訂で設定された「技能」については、これまで「技能・表現」として評価されていた「表現」をも含む観点として設定されることとなった。

(4) 「知識・理解」について

「知識・理解」の観点は、これまでと同様、各教科において習得した知識や重要な概念を理解しているかどうかを内容としたものであり、その趣旨に変更はない。

3 教科・科目の評定の記入方法について（生徒指導要録）

各教科・科目の評定

学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が地域や生徒の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らして、その実現状況を総括的に評価し、次のように区別して記入する。

目標や内容に照らしての総括的な実現状況	評定
「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるもの	5
「十分満足できる」状況と判断されるもの	4
「おおむね満足できる」状況と判断されるもの	3
「努力を要する」状況と判断されるもの	2
「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」状況と判断されるもの	1

- (1) 評定に当たっては、知識や技能のみの評価など一部の観点に偏した評定が行われることのないように、「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」及び「知識・理解」といった観点による評価を十分踏まえながら評定を行っていくとともに、評定が教師の主観に流れて妥当性や信頼性等を欠くことのないよう学校として留意する。
- (2) 各教科の評価の観点及びその趣旨を十分踏まえながらそれぞれの科目のねらいや特性を勘案して具体的な評価規準を設定するなど評価の在り方を工夫する。

4 各学校における指導と評価の工夫改善について

(1) 指導と評価の一体化

各教科・科目の指導に当たっては、学習意欲を向上させ、生徒の主体的な活動を生かしながら、目標の確実な実現を目指す指導の在り方が求められる。このバランスのとれた学力を育成するためには、学習指導の改善を進めると同時に、学習評価においては、各観点ごとの評価をバランスよく実施することが必要である。さらに、学習評価の工夫改善を進めるに当たっては、学習評価をその後の学習指導の改善に生かすとともに、学校における教育活動全体の改善に結び付けることが重要である。その際、学習指導の過程や学習の結果を継続的、総合的に把握することが必要である。

各学校では、生徒の学習状況を適切に評価し、評価を指導の改善に生かすという視点を一層重視し、教師が指導の過程や評価方法を見直して、より効果的な指導が行えるよう指導の在り方について工夫改善を図っていくことが重要である。

(2) 学習評価の妥当性、信頼性等

ア 学習評価の「妥当性」は、評価結果が評価の対象である資質や能力を適切に反映しているものであることを示す概念とされており、「妥当性」の確保のためには、評価結果と評価しようとした目標の間に適切な関連があること（学習評価が学習指導の目標に対応するものとして行われていること）、評価方法が評価の対象である資質や能力を適切に把握するものとしてふさわしいものであること等が求められる。

イ 学習評価を進めるに当たっては、指導の目標及び内容と対応した形で評価規準を設定することや評価方法を工夫する必要がある。特に、評価方法を検討する際には、評価の観点で示される資質や能力等を評価するのにふさわしい方法を選択することが、評価の妥当性、信頼性等を高めることになる。

ウ 評価方法を評価規準と組み合わせて設定することが必要であり、評価規準と対応するように評価方法を準備することによって、評価方法の妥当性、信頼性等が高まるものと考えられる。

(3) 学校全体としての組織的・計画的な取組

ア 教師の共通理解と力量の向上

学校全体として評価についての力量，妥当性，信頼性等を高めるためには，校長のリーダーシップの下で組織的・計画的に取り組み，学校としての評価の方針，方法，体制，評価結果などについて，日頃から教師間の共通理解を図り，授業研究等を通じ教師一人ひとりの力量の向上を図る必要がある。

イ 保護者や生徒への情報の提供

「改善通知」では，保護者や生徒に対して，学習評価に関する仕組み等について事前に説明したり，評価結果の説明を充実したりするなどして学習評価に関する情報をより積極的に提供することも重要とされている。

どのような評価規準，評価方法により評価を行ったのかといった情報を保護者や生徒に分かりやすく説明し，共通理解を図ることが重要となる。信頼される評価を行うためには，評価が目的に応じて，保護者や生徒などの関係者の間でおおむね妥当であると判断できるものであることも重要な意味をもつ。

5 保健体育・体育における評価の観点及びその趣旨

(1) 保健体育の評価及びその趣旨

関心・意欲・態度	思考・判断	運動の技能	知識・理解
運動の楽しさや喜びを深く味わうことができるよう，運動の合理的，計画的な実践に主体的に取り組もうとする。また，個人生活及び社会生活における健康・安全について関心を持ち，意欲的に学習に取り組もうとする。	生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現を目指して，自己や仲間の課題に応じた運動の取り組み方や健康の保持及び体力を高めるための運動の計画を工夫している。 また，個人生活及び社会生活における健康・安全について，課題の解決を目指して考え，判断し，それらを表している。	運動の合理的な実践を通して，運動の特性に応じた段階的な技能を身に付けている。	運動の合理的，計画的な実践に関する具体的な事項及び生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続するための理論について理解している。 また，個人生活及び社会生活における健康・安全について，課題の解決に役立つ基礎的な事項を理解している。

(2) 体育の評価及びその趣旨

関心・意欲・態度	思考・判断	運動の技能	知識・理解
運動の楽しさや喜びを深く味わうことができるよう，公正，協力，責任，参画などに対する意欲を持ち，健康・安全を確保して学習に主体的に取り組もうとする。	生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現を目指して，自己や仲間の課題に応じた運動を継続するための取り組み方を工夫している。 また，自己や仲間の状況に応じて体力を高めるための運動を継続するための計画を工夫している。	運動の合理的な実践を通して，運動の特性に応じて勝敗を競ったり，攻防を展開したり，表現したりするための各領域の運動の特性に応じた段階的な技能を身に付けている。	選択した運動の技術（技）の名称や行い方，体力の高め方，課題解決の方法，練習や発表の仕方，スポーツを行う際の健康・安全の確保の仕方についての具体的な方法，スポーツの歴史，文化的特性や現代のスポーツの特徴，運動やスポーツの効果的な学習の仕方及び豊かなスポーツライフの設計の仕方を理解している。

6 内容のまとめ

体育においては、学習指導要領の内容の「A体づくり運動」、「B器械運動」、「C陸上競技」、「D水泳」、「E球技」、「F武道」、「Gダンス」及び「H体育理論」を内容のまとめとした。

(評価規準に盛り込むべき事項、評価規準の設定例等は各領域のページを参照)

(1) 評価規準の設定について

体育では「内容のまとめごとの評価規準」はA～Hの各領域ごとに作成することとし、評価の観点は「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「運動の技能」、「知識・理解」の4観点で評価することとなる。

ただし、「A体づくり運動」は、指導内容に「技能」が示されておらず(運動と示されている)、「運動」の内容は「思考・判断」で評価することから、「運動の技能」を除いた3観点で評価する。

(2) 指導内容における評価の観点

運動に関する領域においては、学習指導要領に指導内容が(1)技能(体づくり運動は(1)運動)、(2)態度、(3)知識、思考・判断で示されており、これらの指導内容に対応した学習状況について、上記表のとおり4つ(体づくり運動及び体育理論は3つ)の観点から評価する。

また、知識に関する領域の「H体育理論」は、大項目の「内容のまとめ」ごとにねらいを設定し、学習活動を工夫した上で、「運動の技能」を除いた3観点で評価する。

(3) 学習活動に即した評価規準

「学習活動に即した評価規準」は各学校で作成することとなるが、体育は、学習指導要領解説において、内容を「入学年次」と「その次の年次以降」に分けて示している。そのため、「入学年次」と「その次の年次以降」で示された各領域(例：B 器械運動)に対応した「内容のまとめごとの評価規準」及び領域の内容(例：アマット運動)に対応した「単元の評価規準」を手がかりに、各学校の授業に対応した「学習活動に即した評価規準」を設定することとなる。

(4) 「運動の技能」の評価規準

運動に関する領域で「学習活動に即した評価規準」を設定する際は、目標となる学習指導要領に示された内容に照らし合わせて各学校で検討することとなるが、「運動の技能」は、領域の内容ごとに学習指導要領解説の例示等も手がかりに設定する。

なお、「その次の年次以降」で、複数年継続して一つの領域を取り扱う場合には、領域の内容ごとに各年次の「学習活動に即した評価規準」を設定する。

(5) その他の評価規準

「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「知識・理解」については、領域で共通した内容が示されているので、領域で共通して設定することが考えられる。

なお、「その次の年次以降」で、複数年継続して一つの領域を取り扱う場合には、各年次での指導内容を重点化し、領域共通の評価規準を各年次に振り分け、入学年次からの学習を踏まえ、その次の年次以降の複数年を見通した「学習活動に即した評価規準」を設定する。

(6) 各観点の配慮事項

ア 「関心・意欲・態度」について

「関心・意欲・態度」は、学習指導要領解説に愛好的(価値的)態度、公正、協力、責任、参画、健康・安全に対する体育固有の指導内容が示されているので、まず、これらの意欲を育むための知識について理解させることが大切である。

さらに、各指導内容に対応した活動場面を設定し、意欲的な取組を促し評価機会を設定する工夫をしている。

イ 「運動の技能」について

「運動の技能」は、身体表現や瞬時の判断を含む動きとして、評価規準を設定することが大切である。

「関心・意欲・態度」「運動の技能」、この2つの観点の評価は、態度の育成や技能の獲得等に一定の学習機会が必要となること、主に観察によって評価を行うことから、本資料では、指導後に一定の学習期間及び評価期間を設ける工夫をしている。

ウ 「知識・理解」について

「知識・理解」は、全ての学習の基礎となるため、基礎的・基本的な内容を確実に指導することが大切である。

エ 「思考・判断」について

「思考・判断」は、知識の内容を確実に指導した上で、学習指導要領解説の例示を手かがりにより、知識を活用する場面を設定し、思考力・判断力を高めた上で評価をすることが大切である。

特に話し合い活動などでは、課題を明確にして課題の焦点化を図るなどの指導の工夫が大切である。

「知識・理解」「思考・判断」、この2つの観点の評価は、主に学習ノート等の記述から評価を行うことから、本資料では、指導から期間を置かず評価をしている。さらに、生徒の発言等の観察評価によって得られた評価情報を加味するなどして評価の妥当性、信頼性等を高める工夫が考えられる。

オ 知識に関する領域について

知識に関する領域（「H 体育理論」）は、各年次で取り上げる3つの大項目（例（1）スポーツの歴史、文化的特性や現代のスポーツの特徴）と、理解する内容としてそれぞれ4つの小項目（例：ア. スポーツの歴史的発展と変容）が示されている。

体育理論については、「第3款各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」において、「各年次で6単位時間以上を配当する」ことが示されているため、各年次で必ず取り扱うこととなる。

「知識・理解」は小項目ごとに評価規準を設定することとし、「関心・意欲・態度」、「思考・判断」については大項目を通して評価規準を適切に設定し、意欲を促したり知識を活用したりする学習機会を確保した上で、複数の評価機会を設けるなどの工夫が考えられる。

※ 上記の資料については、平成24年3月 国立教育政策研究所の教育課程研究センターが作成した「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」（高等学校 保健体育）より抜粋したものです。

アドレス <http://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryu.html>